

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 3 月10日提出
【計算期間】	第 6 特定期間（自 平成21年 6 月11日 至 平成21年12月10日）
【ファンド名】	グローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 雄輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

パークレイズ銀行が発行するユーロ円債への投資を通じて、実質的にグローバルに高配当が期待される株式等、およびトレーディング戦略への投資を行うことにより、安定的な分配および安定的な信託財産の成長を目指します。

信託金の限度額

受託会社と合意の上、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、「**追加型投信 / 海外 / 資産複合**」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を**網掛け表示**しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
		不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産 ¹	決算頻度	投資対象地域
株式	年 1 回	グローバル
一般	年 2 回	（日本を含む）
大型株	年 4 回	日本
中小型株	年 6 回	北米
債券	（隔月）	欧州
一般	年12回	アジア
公債	（毎月）	オセアニア
社債	日々	中南米
その他債券	その他	アフリカ
クレジット属性		中近東
不動産投信		（中東）
その他資産		エマージング
資産複合		

1 収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。

・属性区分の定義

投資対象 資産	債券 （その他債券）	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 4 回	信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象 地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。（ただし、日本を含みます。）

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

主要投資対象であるパークレイズ銀行が発行するユーロ円債を可能な限り高位に組入れます。なお、パークレイズ銀行が発行するユーロ円債の特色は、以下の通りです。

1. 世界の高配当株式等およびトレーディング戦略への投資を通じて、安定的な分配および安定的な信託財産の成長を目指します。

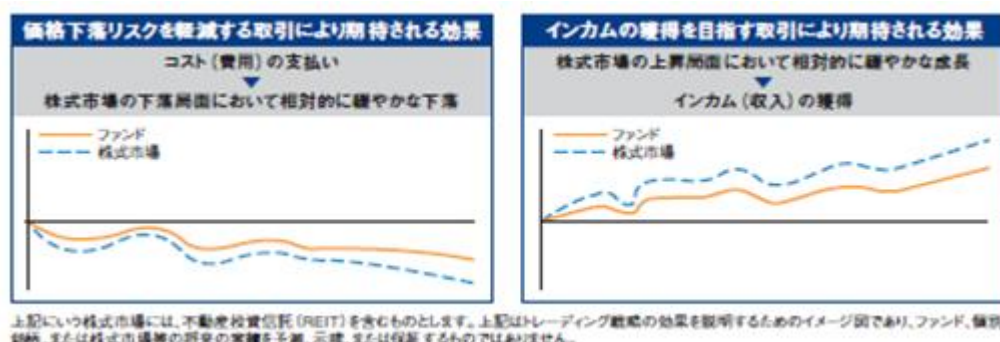
< 世界の高配当株式等への投資 >

- 日本を含む世界の公益関連、インフラ関連ならびに不動産関連の業種のなかで、予想配当利回り（株式等の価格に対する予想の配当金の割合）の高い株式等に投資します。
- 為替ヘッジは行いません。
- 四半期毎に投資銘柄の見直しを行います。



< トレーディング戦略への投資 >

- トレーディング戦略とは、投資銘柄の個別銘柄ごとに、価格下落リスクを軽減する取引とインカム（収入）の獲得を目指す取引を組み合わせる取引をいいます。
- 株式等の価格下落リスクを軽減する取引コストより獲得するインカム（収入）の方が大きくなるように設計されています。
- 四半期毎の投資銘柄の見直しを行なう際に、トレーディング戦略の見直しを行います。



2. 四半期毎に安定的な分配を行うことを目指します。

- 高配当株式等への投資による配当収入に加えて、トレーディング戦略により獲得するインカムを対象として、四半期毎に安定的な分配を行うことを目指します。
- 毎年3月、6月、9月、12月の各10日（該当日が休業日の場合は翌営業日となります。）に決算を行い、分配を行います。
- 但し、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。



3. 信託財産の安定的な成長を目指します。

- 日本を含む世界の公益関連、インフラ関連ならびに不動産関連の株式等の成長から、信託財産の安定的成長を目指します。
- トレーディング戦略による価格下落リスクの軽減から、信託財産の安定的成長を目指します。

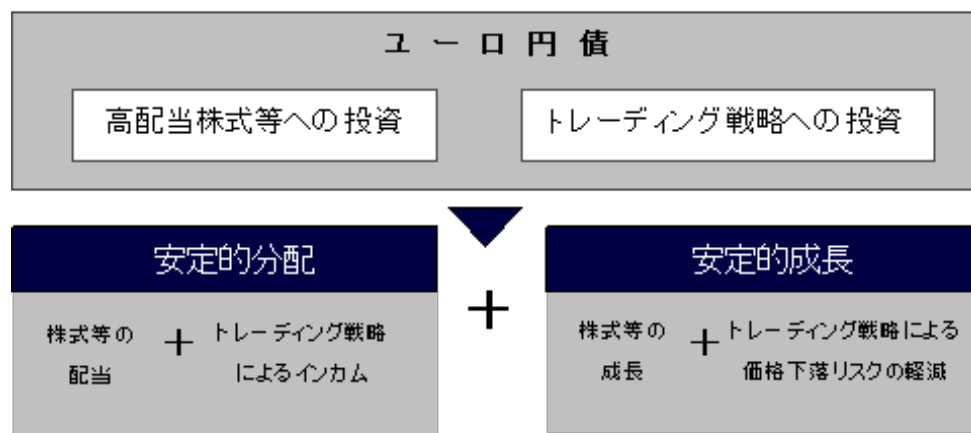
(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの投資対象

- バークレイズ銀行発行のユーロ円債への投資を通じて、日本を含む世界の高配当株式等およびトレーディング戦略への投資を行います。
- バークレイズ銀行は英国を本拠地とし、300年以上の歴史を有する銀行です。

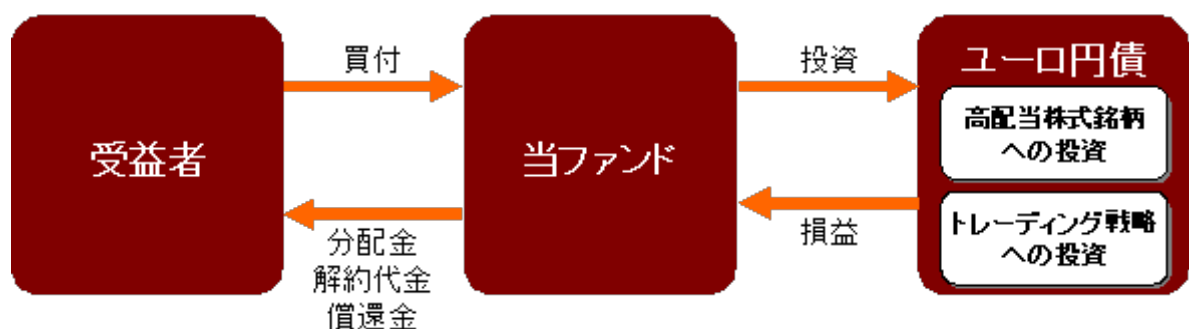
バークレイズ銀行はA A -（スタンダード・アンド・プアーズ）およびA a 3（ムーディーズ）の信用格付を取得しています。（平成22年1月31日現在）

ファンドの投資対象

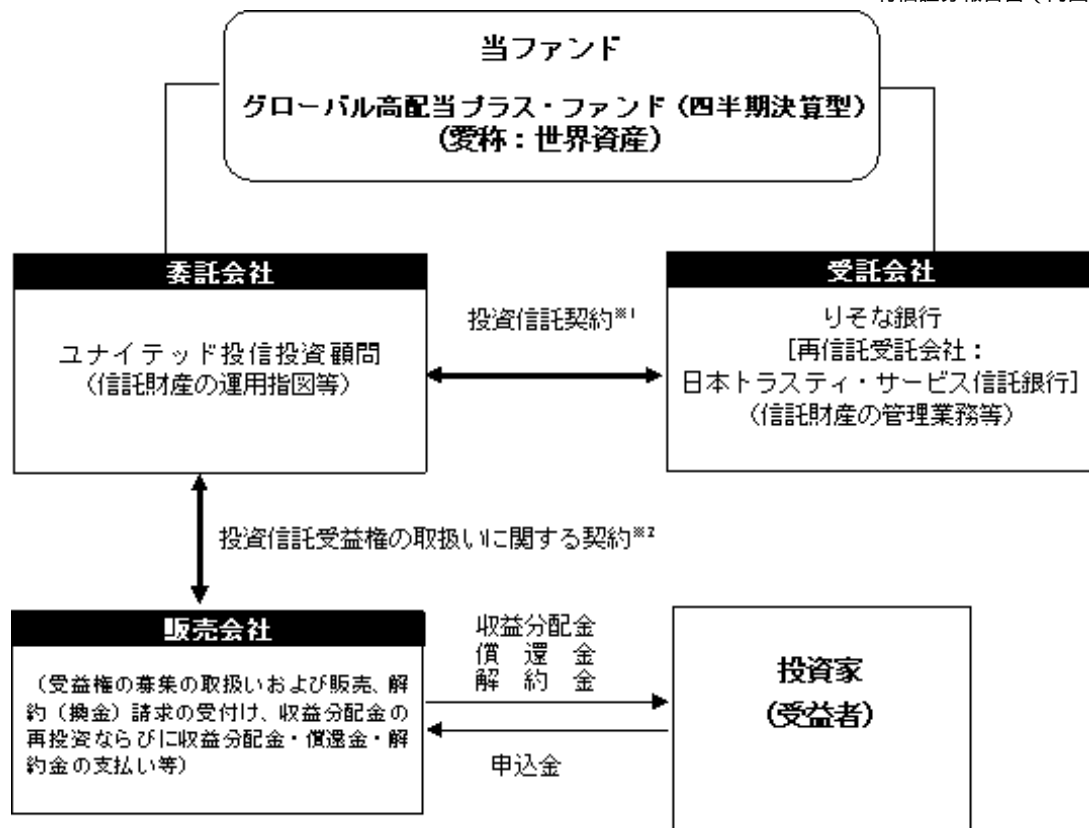


ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人



- 1 投資信託の組成をするにあたって委託会社と受託会社が結ぶ契約のこと。投資信託の具体的な仕組みや運用方針、信託財産の運営・管理方法などの細目が定められています。
- 2 投資信託の販売等に関して委託会社と販売会社との間で結ぶ契約のこと。投資信託受益権の募集の取扱い、解約請求の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務手続等が定められています。

委託会社等の概況

(A)資本金 11億5,500万円（平成22年 1 月31日現在）

(B)沿革

平成11年 9 月17日	米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。
平成11年10月26日	証券投資信託委託業の認可取得。
平成12年10月 6 日	オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年 1 月20日	投資顧問会社として登録。
平成17年 3 月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。

平成19年 9 月30日

金融商品取引業者として登録。

(C)大株主の状況

(平成22年 1 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号 郵船ビル 5 階	4,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

パークレイズ銀行^{*}が発行するユーロ円債^{**}への投資を通じて、実質的に、グローバルに高配当が期待される株式等、およびトレーディング戦略への投資を行います。

^{*} パークレイズ銀行は英国を本拠地とし、300年以上の歴史を有する銀行です。パークレイズ銀行はA A -（スタンダード・アンド・プアーズ）およびA a 3（ムーディーズ）の信用格付を取得しています。（平成22年1月31日現在）

^{**} 日本国外で発行される円建債で、ほとんどがユーロ市場で発行されるのでユーロ円債と称されます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

二．金銭債権

投資の対象とする有価証券

1．株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書（新株引受権証券を除きます。）

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．コマーシャル・ペーパー

7．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）

8．外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの。

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下同じ。）

10．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、以下同じ。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、以下同じ。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

13．外国法人が発行する譲渡性預金証書

14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信

託の受益証券に表示されるべきもの。

なお、第1号の証券または証書、第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

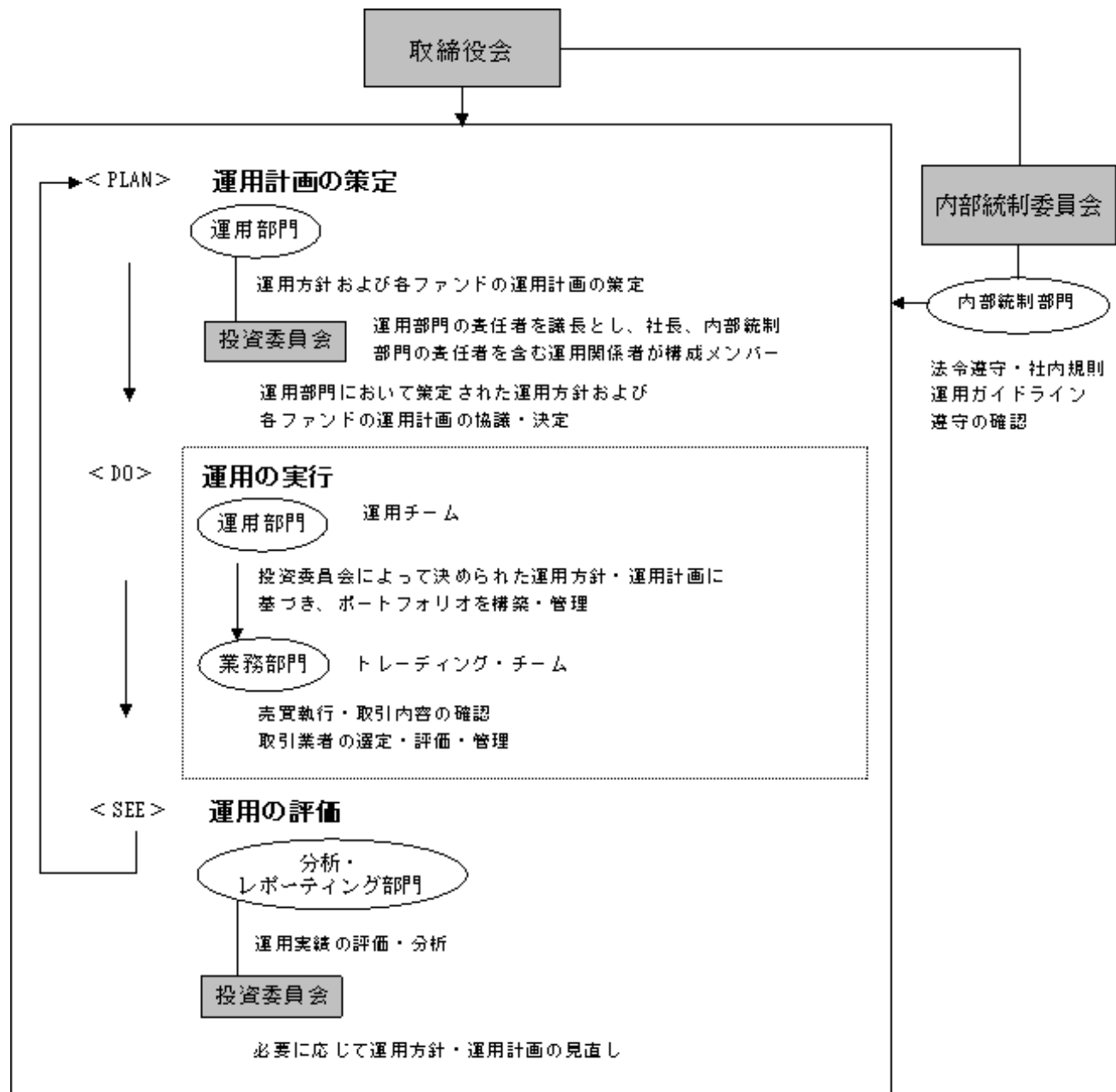
投資の対象とする金融商品

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程

・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（３名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（７名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（５名程度）、ファンド計理・トレーディングを担当する業務部門（９名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート・法定運用報告書）を担当する分析・レポート部門（６名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（２名程度）は、当社規程に従って、業務を分担し、かつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成22年１月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

年4回の決算日（毎年３月、６月、９月および12月の各10日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り分配を行います。

(A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

(B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(C) 留保益については、約款上の運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(A) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費にかかる消費税等に相当する金額、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費にかかる消費税等に相当する金額、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(C) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 【投資制限】

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な

いことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一の新株引受権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、ユーロ円債への投資等を通じて、実質的に株式や債券などの値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額を変動させる要因の主なものは以下の通りです。

有価証券の価格変動リスク

当ファンドは、原則として特定のユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組み入れます。したがって、当ファンドの基準価額は、当該ユーロ円債の価格変動の影響を大きく受けます。また、当該ユーロ円債を通じて、実質的に株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、国内外の政治、経済、社会情勢等により価格が下落した場合には、その影響により当該ユーロ円債の価格が下落し、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

信用リスク

当ファンドは、特定の金融機関により発行されたユーロ円債を主要投資対象としますので、当該金融機関の経営不振等による信用度の悪化を反映して同債券の価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。また、同債券を売却する際は原則として当該金融機関の買い取りによる形式となりますので、当該金融機関の経営不振等により同債券の買い取りに支障が生じた場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

銘柄集中リスク（流動性リスク）

解約資金の手当て等のために、当ファンドが投資する特定のユーロ円債を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また、当該ユーロ

円債を通じて実質的に投資する株式および債券など有価証券には、組入れ銘柄を売却する際に市場規模や市場動向によっては期待される価格で売却できない等のリスクがあります。

特定業種への投資リスク

当ファンドは、実質的に公益関連、インフラ関連ならびに不動産関連という特定業種の株式への投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比べて特定業種の動向の影響を大きく受け、基準価額が大きく変動する可能性があります。なお、当ファンドは、トレーディング戦略において、投資銘柄の価格下落リスクを軽減する取引を行ないます。

為替変動リスク

当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に投資する外貨建資産については、当該ユーロ円債において為替ヘッジを行いませんので、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、当該ユーロ円債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に投資する外貨建資産については、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

ファンド運営上のリスク

(A)取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付けを中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込みの受付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付けを中止する場合があります。

(B)信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。また、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合、信託を終了し繰上償還させます。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A)販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

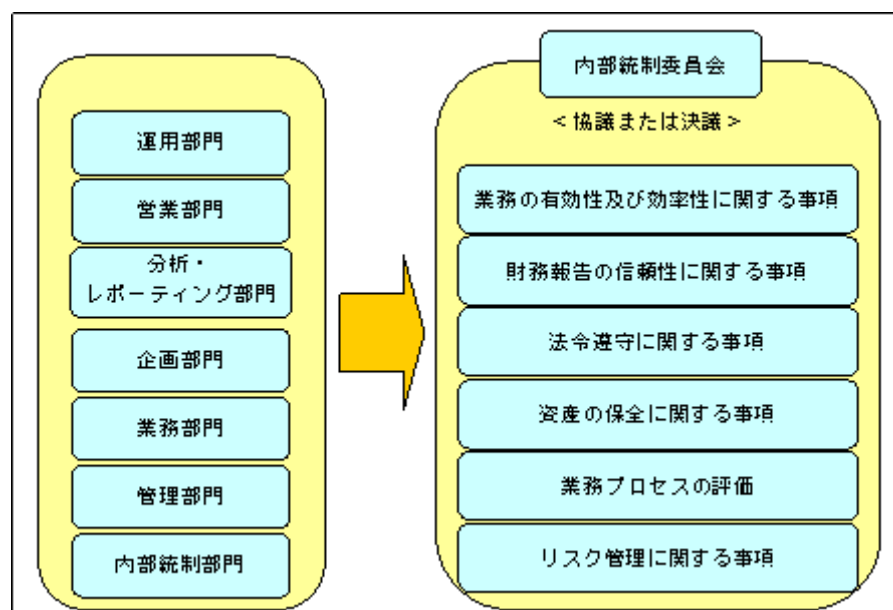
ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



上記の管理体制は、平成22年1月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、3.675%（税抜3.50%）の率を上限にして販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。お申込み手数料は、販売会社によって異なります。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。各販売会社のお申込み手数料および自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、ご換金の際に、解約受付日の翌営業日の基準価額から0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除します。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて、毎日、以下により計算・計上され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支弁されます。

基準価額の水準（1万口当たりの基準価額をいいます。）により、以下の2つのケースに分かれます。

基準価額が9,000円以上のとき	純資産総額に対して年率1.2075%（税抜 1.15%） 内訳：委託会社 0.4200%（税抜 0.4000%） 受託会社 0.0525%（税抜 0.0500%） 販売会社 0.7350%（税抜 0.7000%）
基準価額が9,000円未満のとき	純資産総額に対して年率1.0500%（税抜 1.00%） 内訳：委託会社 0.2625%（税抜 0.2500%） 受託会社 0.0525%（税抜 0.0500%） 販売会社 0.7350%（税抜 0.7000%）

委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支弁されます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債について、当該ユーロ円債の時価総額に対して年率0.8%程度を管理費用としてご負担いただきます。

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、デリバティブ取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

個別元本方式について

- (A)追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C)受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配

金となり、(B)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A)個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、税法の改正等により変更されることがあります。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

5【運用状況】

以下は、平成22年1月29日現在の投資状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	イギリス	217,648,800	98.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,890,700	1.31
合計（純資産総額）		220,539,500	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国・地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	償還期限	投資 比率 （％）
イギリス	社債券	10 Year JPY Note Linked to KINETIC Trading Strategy on Global High-Yield Shares	456,000,000	47.73	217,648,800	47.73	217,648,800	2017/3/10	98.69

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
社債券	98.69
合計	98.69

【投資不動産物件】

該当事項はありません

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年1月29日および同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期末純資産の推移は次の通りです。

特定期間	期	年月日	純資産総額 （円） （分配落）	純資産総額 （円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第1特定期間	第1期	（平成19年6月11日）	508,733,682	520,504,852	0.9940	1.0170
第2特定期間	第2期	（平成19年9月10日）	482,226,206	492,867,716	0.9063	0.9263
	第3期	（平成19年12月10日）	465,882,353	478,215,755	0.9066	0.9306
第3特定期間	第4期	（平成20年3月10日）	396,769,398	406,770,695	0.7934	0.8134
	第5期	（平成20年6月10日）	391,553,369	403,531,778	0.7845	0.8085
第4特定期間	第6期	（平成20年9月10日）	343,283,487	353,233,144	0.6900	0.7100
	第7期	（平成20年12月10日）	249,157,220	253,910,587	0.5242	0.5342
第5特定期間	第8期	（平成21年3月10日）	233,492,135	237,261,781	0.4955	0.5035
	第9期	（平成21年6月10日）	255,319,162	259,146,508	0.5337	0.5417
第6特定期間	第10期	（平成21年9月10日）	233,881,049	237,492,995	0.5180	0.5260
	第11期	（平成21年12月10日）	222,184,203	225,788,725	0.4931	0.5011
		平成21年1月末日	237,555,560	-	0.5026	-
		平成21年2月末日	246,942,450	-	0.5228	-
		平成21年3月末日	242,200,808	-	0.5148	-
		平成21年4月末日	245,024,408	-	0.5204	-
		平成21年5月末日	255,908,749	-	0.5372	-
		平成21年6月末日	244,817,794	-	0.5325	-
		平成21年7月末日	247,518,525	-	0.5366	-
		平成21年8月末日	242,530,454	-	0.5379	-
		平成21年9月末日	230,492,276	-	0.5127	-
		平成21年10月末日	236,195,686	-	0.5297	-
		平成21年11月末日	225,061,697	-	0.4995	-
		平成21年12月末日	230,342,563	-	0.5110	-
		平成22年1月末日	220,539,500	-	0.4916	-

【分配の推移】

特定期間	期	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	第1期	0.0230
第2特定期間	第2期	0.0200
	第3期	0.0240
第3特定期間	第4期	0.0200
	第5期	0.0240
第4特定期間	第6期	0.0200
	第7期	0.0100

第 5 特定期間	第 8 期	0.0080
	第 9 期	0.0080
第 6 特定期間	第10期	0.0080
	第11期	0.0080

【収益率の推移】

特定期間	期	収益率（％）
第 1 特定期間	第 1 期	1.7
第 2 特定期間	第 2 期	6.8
	第 3 期	2.7
第 3 特定期間	第 4 期	10.3
	第 5 期	1.9
第 4 特定期間	第 6 期	9.5
	第 7 期	22.6
第 5 特定期間	第 8 期	3.9
	第 9 期	9.3
第 6 特定期間	第10期	1.4
	第11期	3.3

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年2月20日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

(1)お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

(2)ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3)自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(4)お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(5)取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額¹に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6)自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

(7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1)受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約（換金）の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

(2) 受益者は、一部解約（換金）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約（換金）を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約（換金）にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(3) 一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け取りを取扱いいたしません。

(4) 一部解約（換金）の価額は、一部解約（換金）の請求受付日の翌営業日の基準価額¹から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約（換金）の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。

(5) 一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午までをお願いいたします。

(7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け取りを中止すること、およびすでに受付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け取りを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約（換金）の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

- 1 基準価額の照会方法については、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

照 会 先

＜ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク＞

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額¹を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- 1 信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、12月11日から翌3月10日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

信託契約の解約

- (A)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B)委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合は、)受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (C)委託会社は、上記(A)および(B)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、こ

の信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行います。

- (D) 上記(C)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (F) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (G) 上記(D)から上記(F)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(D)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (H) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (I) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「 信託約款の変更 (E) 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (J) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「 信託約款の変更 」の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記 (C) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎年3月と9月の計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更新

(A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

(B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。ま

た、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年12月11日から平成21年6月10日まで）及び当特定期間（平成21年6月11日から平成21年12月10日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年12月11日から平成21年6月10日まで）及び当特定期間（平成21年6月11日から平成21年12月10日まで）について内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年12月11日から平成21年6月10日まで）の財務諸表についてはあらた監査法人による監査を受けており、当特定期間（平成21年6月11日から平成21年12月10日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年 6 月10日現在)	当期 (平成21年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,040,645	9,593,158
社債券	248,400,000	217,648,800
未収利息	44	26
その他未収収益	-	60,537
流動資産合計	260,440,689	227,302,521
資産合計	260,440,689	227,302,521
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,827,346	3,604,522
未払解約金	-	253,950
未払受託者報酬	32,871	30,539
未払委託者報酬	624,530	580,144
その他未払費用	636,780	649,163
流動負債合計	5,121,527	5,118,318
負債合計	5,121,527	5,118,318
純資産の部		
元本等		
元本	478,418,252	450,565,284
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	223,099,090	228,381,081
（分配準備積立金）	3,696,430	3,274,830
元本等合計	255,319,162	222,184,203
純資産合計	255,319,162	222,184,203
負債純資産合計	260,440,689	227,302,521

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年12月11日 至 平成21年 6 月10日	当期 自 平成21年 6 月11日 至 平成21年12月10日
営業収益		
受取利息	8,619,515	9,606,457
有価証券売買等損益	5,952,000	18,211,200
その他収益	64,911	60,537
営業収益合計	14,636,426	8,544,206
営業費用		
受託者報酬	64,239	62,886
委託者報酬	1,220,449	1,194,598
その他費用	1,283,162	1,328,278
営業費用合計	2,567,850	2,585,762
営業利益又は営業損失（ ）	12,068,576	11,129,968
経常利益又は経常損失（ ）	12,068,576	11,129,968
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,068,576	11,129,968
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	25,772	40,384
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	226,179,488	223,099,090
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,391,786	22,224,697
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,391,786	22,224,697
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,757,200	9,119,868
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,757,200	9,119,868
分配金	7,596,992	7,216,468
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	223,099,090	228,381,081

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成20年12月11日 至 平成21年 6 月10日	当期 自 平成21年 6 月11日 至 平成21年12月10日
有価証券の評価基準および評価方法	社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）又は、価格情報提供会社の提示する価額で評価しております。	社債券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成21年 6 月10日現在)	当期 (平成21年12月10日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	475,336,708円	478,418,252円
期中追加設定元本額	14,147,690円	19,300,462円
期中一部解約元本額	11,066,146円	47,153,430円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は223,099,090円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は228,381,081円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	478,418,252口	450,565,284口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成20年12月11日 至 平成21年 6 月10日	当期 自 平成21年 6 月11日 至 平成21年12月10日
分配金の計算過程	(平成20年12月11日から平成21年 3 月10日までの計算期間)	(平成21年 6 月11日から平成21年 9 月10日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	3,792,709円	3,905,702円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	389,165円	551,883円
分配準備積立金額	4,114,386円	3,476,492円
当ファンドの分配対象収益額	8,296,260円	7,934,077円
当ファンドの期末残存口数	471,205,773口	451,493,337口
1万口当たり収益分配対象額	176.04円	175.71円

1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	3,769,646円	3,611,946円
	(平成21年3月11日から 平成21年6月10日まで の計算期間)	(平成21年9月11日から 平成21年12月10日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	3,416,323円	3,172,510円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	498,861円	624,887円
分配準備積立金額	4,107,453円	3,706,842円
当ファンドの分配対象収益額	8,022,637円	7,504,239円
当ファンドの期末残存口数	478,418,252口	450,565,284口
1万口当たり収益分配対象額	167.68円	166.54円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	3,827,346円	3,604,522円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成21年6月10日現在)		当期 (平成21年12月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価損益 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価損益 (円)
社債券	248,400,000	19,536,000	217,648,800	10,852,800
合計	248,400,000	19,536,000	217,648,800	10,852,800

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	前期 (平成21年6月10日現在)	当期 (平成21年12月10日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.5337円 (5,337円)	0.4931円 (4,931円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	10 Year JPY Note Linked to KINETIC Trading Strategy on Global High-Yield Shares	456,000,000	217,648,800	
合 計			456,000,000	217,648,800	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は平成22年 1 月29日現在のファンドの純資産計算書です。

【純資産額計算書】

資産総額	221,517,846円
負債総額	978,346円
純資産総額（ - ）	220,539,500円
発行済数量	448,623,099口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4916円

第 5 【設定及び解約の実績】

特定期間	期	設定数量（口）	解約数量（口）
第 1 特定期間	第 1 期	552,130,000	40,340,000
第 2 特定期間	第 2 期	117,945,504	97,660,000
	第 3 期	9,968,036	28,151,756
第 3 特定期間	第 4 期	8,233,264	22,060,166
	第 5 期	10,615,496	11,580,000
第 4 特定期間	第 6 期	11,408,103	13,025,615
	第 7 期	7,494,417	29,640,575
第 5 特定期間	第 8 期	3,205,035	7,335,970
	第 9 期	10,942,655	3,730,176
第 6 特定期間	第10期	10,608,001	37,532,916
	第11期	8,692,461	9,620,514

（注 1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注 2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

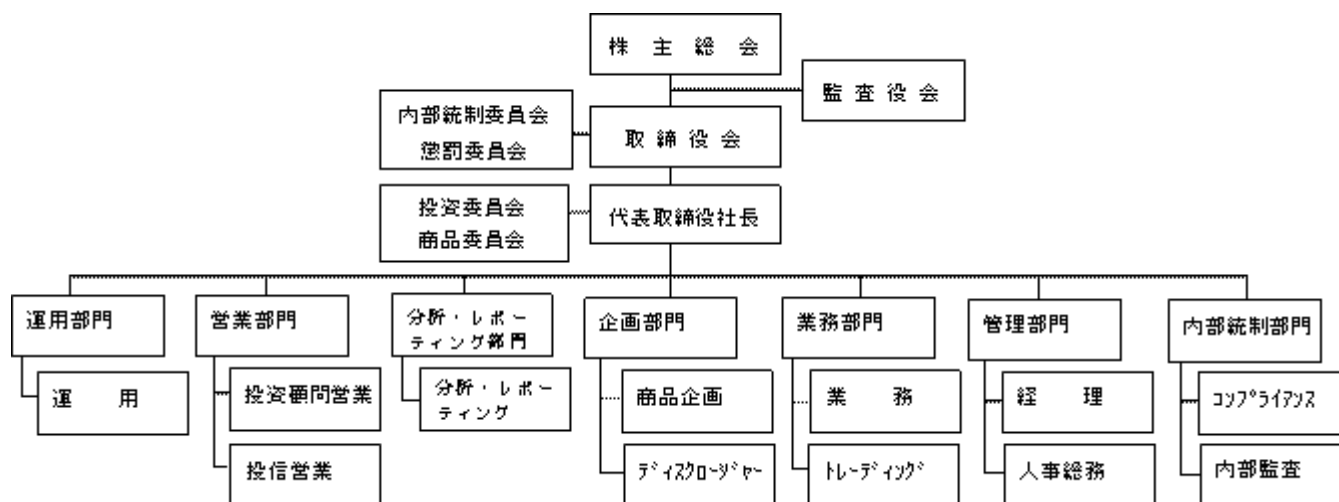
(1) 資本金の額等

平成22年1月31日現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間に於ける資本金の額の増減：	平成17年11月29日に25,000,000円の増資 平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成22年1月31日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。

3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年1月29日現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数46本、純資産総額71,796百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	45	71,604
単位型株式投資信託	1	192
合計	46	71,796

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の改定により「金融商品取引事業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人、第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、公認会計士法の定める監査法人の種類変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		756,021	446,666
前払費用		9,854	11,131
未収委託者報酬		62,409	53,764
未収収益		24,182	35,865
立替金		33,942	25,573
未収消費税等		—	10,507
その他		6,595	34
流動資産合計		893,005	583,544
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備（純額）	*1	12,801	10,540
器具備品（純額）	*1	4,021	3,130
リース資産（純額）	*1	—	1,600
有形固定資産合計		16,822	15,271
無形固定資産			
ソフトウェア	*1	464	261
電話加入権		1,294	1,294
無形固定資産合計		1,758	1,556
投資その他の資産			
長期差入保証金		47,760	22,760
長期前払費用		2,306	1,701
投資その他の資産合計		50,066	24,462
固定資産合計		68,648	41,290
資産合計		961,653	624,834
負債の部			

流動負債		
預り金	15,170	16,501
未払金	28,643	24,235
未払手数料	31,358	24,057
リース債務	—	560
未払費用	3,778	1,743
未払委託調査費	78,368	45,823
未払法人税等	1,637	2,268
前受収益	355	815
役員賞与引当金	1,500	—
流動負債合計	160,811	116,005
固定負債		
リース債務	—	1,143
長期未払金	2,666	2,666
長期前受収益	4,868	3,593
固定負債合計	7,535	7,403
負債合計	168,346	123,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金	250,000	—
資本剰余金合計	250,000	—
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	486,693	528,574
利益剰余金計	486,693	528,574
株主資本合計	793,306	501,425
純資産合計	793,306	501,425
負債・純資産合計	961,653	624,834

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	994,998	571,325
投資助言報酬	—	5,491
運用受託報酬	109,028	88,786
投資兼業報酬	—	11,983
その他営業収益	45,952	—
営業収益合計	1,149,979	677,587
営業費用		
支払手数料	365,681	221,224

広告宣伝費	8,259	4,178
調査費	46,150	46,275
委託調査費	316,269	132,586
図書費	788	624
委託計算費	1,744	1,742
通信費	4,882	9,161
印刷費	19,478	10,075
諸会費	1,363	1,768
営業費用合計	764,617	427,638
一般管理費		
給料・手当	367,764	274,503
役員報酬	40,684	14,142
賞与	9,733	891
役員賞与引当金繰入額	1,500	—
租税公課	3,160	3,097
不動産賃借料	32,830	34,070
退職給付費用	10,507	7,703
固定資産減価償却費	4,055	4,612
消耗器具備品費	11,262	4,489
機器賃借料	65,736	63,871
法律専門家報酬	6,767	811
新人採用費	18,862	7,160
諸経費	95,101	111,413
一般管理費合計	667,874	526,766
営業損失	282,512	276,818
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	*1 0	1,108
営業外収益合計	0	1,109
営業外費用		
為替差損	3,249	65
株式交付費償却	1,817	—
その他営業外費用	*2 1,220	1,876
営業外費用合計	6,286	1,942
経常損失	288,798	277,651
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,390	—
特別利益合計	1,390	—
特別損失		
固定資産廃棄損	—	130
特別退職加算金	20,000	13,002
リース会計基準の適用に伴う影響額	—	147
特別損失合計	20,000	13,280
税引前当期純損失	307,407	290,931
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	308,357	291,881

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	780,000	1,030,000
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	250,000	-
当期末残高	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
資本剰余金合計		-
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期変動額合計	461,642	41,881
当期末残高	486,693	528,574
利益剰余金合計		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-

資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期末変動額合計	461,642	41,881
当期末変動額	486,693	528,574
株主資本合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425
純資産合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425

重要な会計方針

	第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1. 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産 定率法を採用しております。 （2）無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 （3）リース資産	（1）有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 （2）無形固定資産 同 左 （3）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	

4. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	_____
5. リース取引の処理	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。	_____
_____	(リース取引に関する会計基準) 当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 また、財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,600千円、流動負債が560千円、固定負債が1,143千円増加しております。

表示方法の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

前事業年度まで「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	
	「未収消費税等」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収消費税等」の金額は6,546千円であります。
	前事業年度までは「その他営業収益」として表示していたものは、当事業年度から「投資兼業報酬」として表示しております。

追加情報

第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 （平成20年3月31日）	第10期 （平成21年3月31日）
*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 （1）有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 8,504千円 器具備品 5,219千円 — （2）無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 3,760千円	*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 （1）有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 10,764千円 器具備品 5,851千円 リース資産 548千円 （2）無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 3,962千円

（損益計算書関係）

第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

_____	*1 その他営業外収益 賃借料過剰請求による戻り額 435千円 消費税確定還付加算金 93千円 その他営業外収益 580千円
*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,220千円	*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,347千円 立替印刷費誤算回収不能額 437千円

（株主資本等変動計算書関係）

第9期会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,100	1,000	—	4,100
合 計	3,100	1,000	—	4,100

（注）平成19年11月30日に、株主割当の方法による新株式1,000株を発行いたしました。

第10期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合 計	4,100	—	—	4,100

（リース取引関係）

第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 （1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの）

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	3,292	1,143	2,148
ソフトウェア	8,400	7,560	840
合 計	11,692	8,703	2,988

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内 1,432千円

1 年超 1,704千円

合計 3,137千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 3,218千円

減価償却費相当額 2,921千円

支払利息相当額 168千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額
を利息相当額とし、各期への配分方法については、利
息法によっております。

(借主側)

リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零
として算定する方法によっております。

(有価証券関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

（退職給付関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。 2．退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 10,507千円 退職給付費用 10,507千円 他に特別退職加算金20,000千円を計上して おります。	1．採用している退職給付制度の概要 同 左 2．退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 7,703千円 退職給付費用 7,703千円 他に特別退職加算金13,002千円を計上して おります。

（税効果会計関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 繰越欠損金 129,623 未払保険料否認 598 未払賞与否認 3,961 役員賞与引当金否認 610 未払事業税否認 279 確定退職金未払否認 1,085 減価償却超過額否認 603 繰延税金資産小計 136,762 評価性引当金 (136,762) 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 - 繰延税金資産の純額 -	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 繰越欠損金 54,233 未払事業税否認 536 確定退職金未払否認 6,377 減価償却超過額否認 616 繰延税金資産小計 61,764 評価性引当金 (61,764) 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 - 繰延税金資産の純額 -

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 同 左
---	--

（関連当事者情報）

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

属性	会社等の名称	住 所	資本金 又は出 資 金	事業の内容 又は職 業	議決権 等の所有（被 所有） 割合	関係取引		取引の 内容	取 引 金 額	科目	期末残 高
						役員の 兼任等	事業上 の兼任 等				
親会社	日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区	2,641 百万円	国内外の企業への投資及び経営管理	被所有 直接 100%	1 名	経営管理	株主割当増資	500,000 千円	—	—

第10期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 193,489円48銭 1株当たり当期純損失金額 89,743円15銭	1株当たり純資産額 122,298円89銭 1株当たり当期純損失金額 71,190円58銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 308,357千円 普通株式に係る当期純損失 308,357千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 3,436株	同 左 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 291,881千円 普通株式に係る当期純損失 291,881千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 4,100株

（重要な後発事象）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当社は、平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議しました。 1.減少する資本準備金の額 250,000千円 2.資本準備金減少スケジュール 定時株主総会決議日 平成20年6月23日 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 平成20年6月30日	該当事項はありません。

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

（単位：千円）

第11期中間会計期間末 （平成21年9月30日）		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		307,851
前払費用		10,074
未収委託者報酬		61,914
未収収益		35,409
立替金		24,198
流動資産計		439,448
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	9,626
器具備品（純額）	*1	2,856
リース資産（純額）	*1	1,326
有形固定資産合計		13,809
無形固定資産		
ソフトウェア	*1	1,941
電話加入権		1,294
無形固定資産合計		3,236
投資その他の資産		
長期差入保証金		22,760
長期前払費用		1,508
投資その他の資産合計		24,268
固定資産計		41,313
資産合計		480,761
負債の部		
流動負債		
預り金		10,550
未払金		18,320
未払手数料		25,528
リース債務		572
未払費用		2,470
未払委託調査費		43,973
未払法人税等		1,556
未払消費税等		206
前受収益		815
流動負債計		103,994
固定負債		

リース債務	854
長期未払金	2,666
長期前受収益	3,184
固定負債計	6,704
負債合計	110,699
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,030,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	659,937
利益剰余金合計	659,937
株主資本計	370,062
純資産合計	370,062
負債・純資産合計	480,761

中間損益計算書

（単位：千円）

第11期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）	
営業収益	
委託者報酬	254,787
投資助言報酬	6,589
運用受託報酬	45,878
投資兼業報酬	3,606
営業収益計	310,862
営業費用	
支払手数料	103,031
広告宣伝費	4,966
調査費	25,192
委託調査費	51,638
図書費	413
委託計算費	962
通信費	1,276
印刷費	4,906
諸会費	1,244
営業費用計	193,632
一般管理費	
役員報酬	2,400
給料・手当	125,565
租税公課	1,318
不動産賃借料	17,035
退職給付費用	3,929
固定資産減価償却費	*3 1,675
消耗器具備品費	2,353
機器賃借料	30,940
法律専門家報酬	2,206
新人採用費	7,320

諸経費		53,930
一般管理費計		248,675
営業損失		131,445
営業外収益		
受取利息		0
その他営業外収益	*1	1,232
営業外収益計		1,232
営業外費用		
支払利息		33
その他営業外費用	*2	641
営業外費用計		674
経常損失		130,887
税引前中間純損失		130,887
法人税、住民税及び事業税		475
中間純損失		131,362

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

		第11期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）
株主資本		
資本金		
前期末残高		1,030,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,030,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		528,574
当中間期変動額		
中間純損失		131,362
当中間期変動額合計		131,362
当中間期末残高		659,937
利益剰余金合計		
前期末残高		528,574
当中間期変動額		
中間純損失		131,362
当中間期変動額合計		131,362
当中間期末残高		659,937
株主資本合計		
前期末残高		501,425
当中間期変動額		
中間純損失		131,362
当中間期変動額合計		131,362
当中間期末残高		370,062
純資産合計		
前期末残高		501,425

当中間期変動額	
中間純損失	131,362
中間期変動額合計	131,362
当中間期末残高	370,062

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	第11期中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第11期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
*1 固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
(1) 有形固定資産	
建物附属設備	11,679千円
器具備品	6,124千円
リース資産	822千円
(2) 無形固定資産	
ソフトウェア	4,175千円

(中間損益計算書関係)

第11期中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	
*1	その他営業外収益は、次の通りであります。

消費税還付加算金	219千円
法人事業税申告超過納付還付金	525千円
確定拠出年金社員喪失事業主返金	487千円
*2 その他営業外費用は、業務処理過誤により発生した費用であります。	
*3 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。	
有形固定資産	1,462千円
無形固定資産	212千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第11期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増 加	当中間会計期間 減 少	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合 計	4,100	—	—	4,100

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第11期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）
ファイナンス・リース取引 （借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第11期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	90,259円23銭
1株当たり中間純損失金額	32,039円65銭
（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 第11期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算上の中間純損失	131,362千円
普通株式に係る中間純損失	131,362千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
期中平均株式数	4,100株

（重要な後発事象）

第11期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）	
1. 株主割当による新株発行 平成21年11月25日開催の臨時取締役会において、株主割当増資による新株式の発行を決議し、同年11月30日払込みを完了しました。	
1. 増資の理由	経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行うため
2. 資金の使途	業務の拡大に充当
3. 発行する株式の種類	普通株式
4. 発行する株式の数	500株
5. 発行価格	1株につき500千円
6. 発行価額の総額	250,000千円
7. 資本組入額	1株につき250千円
8. 資本組入額の総額	125,000千円
9. 払込期日	平成21年11月30日
10. 割当方法	株主割当
11. 割当先及び割当株式数	
日本アジアホールディングズ株式会社	500株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

株式会社りそな銀行

資本金の額（平成21年9月30日現在）

279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成21年9月30日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	32,945百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
オリックス証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	
成瀬証券株式会社	720百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	23,485百万円	

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出しています。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成21年6月15日
有価証券報告書	平成21年9月10日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年9月10日
臨時報告書	平成21年9月16日

独立監査人の監査報告書

平成21年8月5日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）の平成20年12月11日から平成21年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）の平成21年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 小西文夫

代表社員

業務執行社員 公認会計士 樽本修平

業務執行社員 公認会計士 久保隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 2 年 2 月 1 0 日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 小西 文夫

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 樽本 修平

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）の平成 2 1 年 6 月 1 1 日から平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日までの第 6 特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）の平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 文 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 樽 本 修 平
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小西文夫印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 樽本修平印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年11月25日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、同年11月30日に払込を完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。